

北海道稚内市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

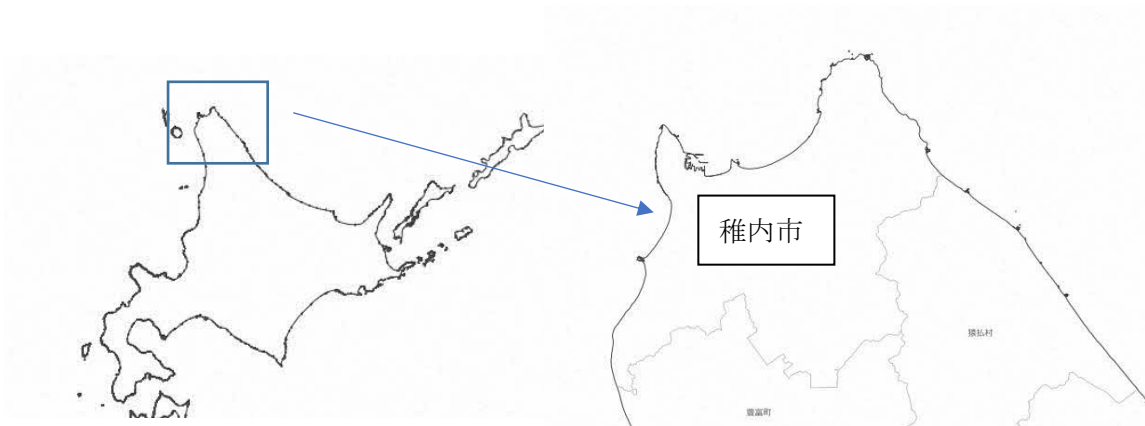
（1）促進区域

設定する区域は、令和6年9月1日現在における北海道稚内市の行政区域とする。面積は76,142ヘクタールである。

ただし、利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区、特別地域は除外する。

また、本促進区域は利尻礼文サロベツ国立公園の普通地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、シギ・チドリ類渡来湿地を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国定公園及び都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域）は、本区域には存在しない。



出典：国土地理院（白地図）



出典：環境省 自然環境調査 WEB-GIS

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本市は、北海道の最北部に位置し、東西に 37.9 km、南北に 39.7 km の広さを有し、宗谷海峡を挟んで東はオホーツク海、西は日本海に面する国境のまちであり、南西部に豊富町、南東部は猿払村と境界を接している。市街地から東方 12 km の距離に稚内空港があり、北海道旅客鉄道（以下、「JR」という。）稚内駅や稚内港との交通ネットワークの形成を図り、交通結節点の充実を進めている。

また、宗谷地域で唯一の高等教育機関である育英館大学があり、情報メディア等の分野における先進的な教育を行っている。

気候は、宗谷海峡に面していることから海流の影響を受け、冬期は内陸部に比べて比較的温暖である。1 月下旬から 3 月にかけて流氷がオホーツク海から宗谷海峡に侵入し、その一部が接岸することがある。令和 5 年の年間平均気温は 8.5℃、風速は 4.7m/s、最深積雪は 1 m であり、特に夏は冷涼な気候で、四季を通じて風が強いことが特徴であるとともに、地震などの災害が少ない地域である。

稚内市の過去 5 年の気象データ（気温、風速、雪）

年	気温(℃)			風速(m/s)			雪(cm)	
	平均	最高	最低	平均	最大風速	最大瞬間風速	降雪合計	最深積雪
令和元年	7.5	29.7	-15.7	4.7	18.9	33.6	290	39
令和2年	7.6	27.8	-12.2	4.8	24.0	30.6	269	24
令和3年	8.0	32.7	-15.2	4.8	20.5	27.7	509	104

令和4年	8.0	28.4	-10.6	5.0	24.6	33.1	413	105
令和5年	8.5	31.3	-13.5	4.7	22.7	29.0	401	100

出典：気象庁データ

②インフラの整備状況

道路は、2本の一般国道（以下、「国道」という。）が整備されており、国道40号は道央圏への大動脈として旭川市に繋がっている重要なルートであり、また、国道238号はオホーツク海沿いの観光ルートとして網走市に繋がっている。また、主要道道稚内天塩線が日本海沿いの観光ルートとして留萌方面に繋がっている。

道内主要都市とは距離が遠く、札幌市とは320km、旭川市とも251kmの距離にある。公共交通は、鉄道がJR宗谷本線で旭川まで伸びており、JR函館本線で札幌に繋がっている（1日3往復（うち2往復は旭川乗換）、所要時間約5時間）ほか、バスは稚内札幌間の都市間バス（1日6往復、所要時間5時間50分）が運行されている。また、利尻島や礼文島への定期フェリー（1日2～3往復）も就航している。

空港は、北の空の玄関口として滑走路2,200mを有する稚内空港があり、新千歳空港（1日2往復、所要時間約55分）及び東京国際空港（羽田空港）（1日1往復（夏期2往復）、所要時間約2時間）に定期便が就航しており、令和5年は年間約17万人の利用がある。

港湾は、稚内港と宗谷港があり、特に稚内港は重要港湾として、道北地域における物流の拠点、北方漁業の基地、利尻・礼文両島への定期航路を結ぶ港として大きな役割を果たしている。一方、宗谷港は、沿岸漁業の基地港として、ホタテを育てる漁業が定着し、地域の発展に貢献しているほか、避難港としても位置づけられている。

③産業構造

本市は、第一次産業である漁業・農業が基幹産業となっており、産業別就業人口の割合は8.5%（令和2年国勢調査）と全国・全道平均の割合を上回っているほか、建設業・製造業などの第二次産業の産業別就業人口の割合も21.4%と全道平均より高く、付加価値額も約164億円と市全体の約4割を占めている。

第3次産業の産業別就業人口の割合は68.4%と全国・全道平均を下回っているが、基幹産業の一つとなっている観光に関わる事業や、再生可能エネルギーに関わる事業も含まれており、本市の重要な産業となっている。

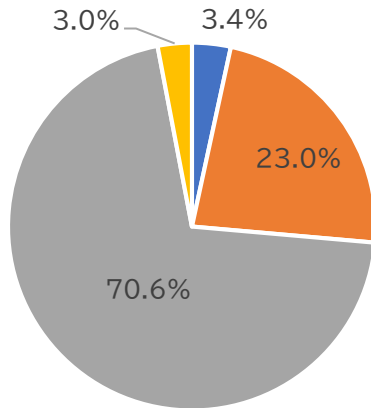
【産業別就業人口】

（単位：人）

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	合 計
全 国	1,962,762 (3.4%)	13,259,479 (23.0%)	40,679,332 (70.6%)	1,741,652 (3.0%)	57,643,225 (100.0%)
北海道	156,298 (6.7%)	387,947 (16.5%)	1,738,586 (74.1%)	64,439 (2.7%)	2,347,270 (100.0%)
稚内市	1,407 (8.5%)	3,525 (21.4%)	11,265 (68.4%)	262 (1.6%)	16,459 (100.0%)

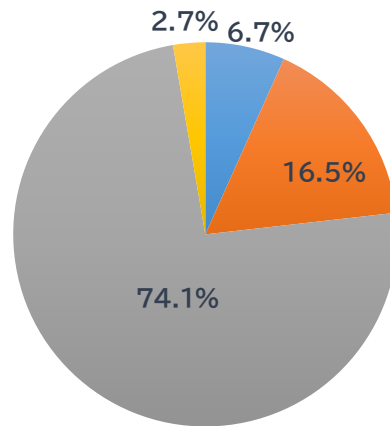
出典：令和2年国勢調査

全国の産業別就業人口割合



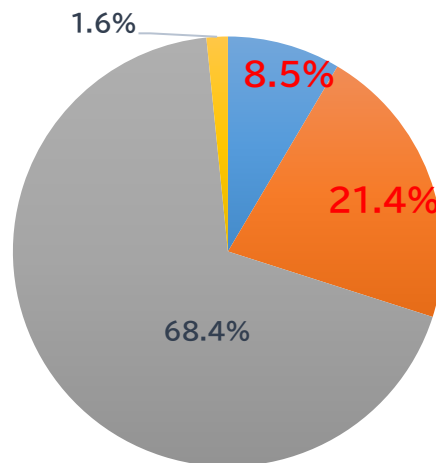
■ 第一次産業 ■ 第二次産業
■ 第三次産業 ■ 分類不能

北海道の産業別就業人口割合



■ 第一次産業 ■ 第二次産業
■ 第三次産業 ■ 分類不能

稚内市の産業別就業人口割合



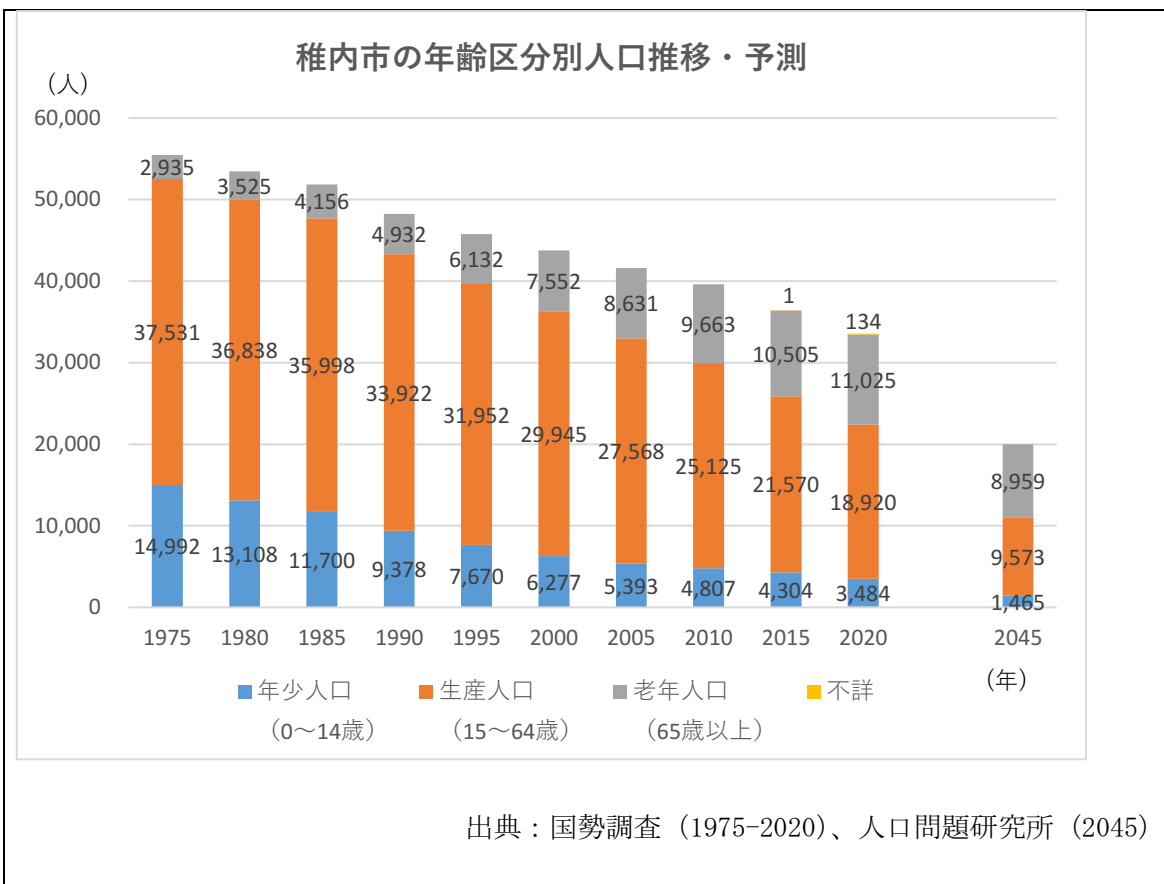
■ 第一次産業
■ 第二次産業
■ 第三次産業
■ 分類不能

出典：令和2年国勢調査

④人口分布

本市の人口は、2024年（令和6年）8月末現在で30,574人となっており、ピーク時の1975年（昭和50年）55,464人と比較すると、2万人以上減少している。さらに、2023年（令和5年）12月に公表された人口問題研究所の将来推計人口では、2045年には19,997人と2万人を切ると推計されている。

年齢区分別では、年少人口が減少する一方、高齢者人口は増加を続けており、今後もこの傾向は続くものと想定されている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

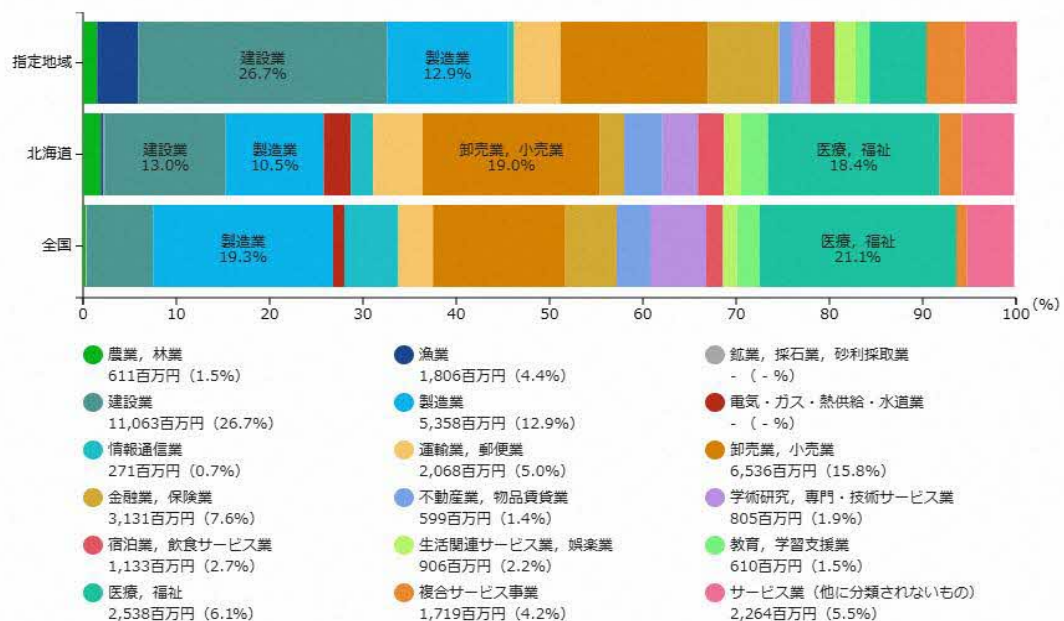
(1) 目指すべき地域の将来像の概略

稚内市では、最上位計画である「第5次稚内市総合計画（2019年度～2028年度）」において、将来像である「海と大地と風の恵み 人が輝き挑戦し続けるまち稚内」を実現するための5つの基本目標のうち、「地域の資源を活かした魅力ある“仕事づくり”」と掲げた基本目標の中の「活力に満ちた産業の育成と働きがいのある労働環境の充実」という政策においては、「地域資源を活かした高付加価値化の推進」や「先端技術の導入とワークライフバランスの充実によるイノベーションの創出」という施策に取り組むほか、「資源から魅力への変換と世界からの交流人口の拡大」の政策においては、「広域による新たな体制づくりと観光客の誘致促進」、「魅力ある観光資源への変換と魅力の発信」という施策、また「地域特性を最大限に活かした産業の育成と企業誘致」という政策においては、「エネルギー産業の創出」や「新産業の創出・企業誘致」という施策に取り組むこととしている。

本市において、製造業は産業全体の付加価値額の約12.9%を占めており、建設業と併せた第二次産業の付加価値額の占める割合は、北海道や全国と比較しても高い割合を示している。また、豊かな自然環境や地域資源を活かし、持続可能な第一次産業の推進や、今後成長が期待される観光産業を振興し、さらなる付加価値創出を目指すとともに、自然災害が極めて少ない地域の優位性から、安定的な雇用創出や地域経済に波及効果が高い事業の創出を目指す。

付加価値額(企業単位) 2021年

指定地域：北海道稚内市



出典：RESAS(地域経済分析システム)

【産業別付加価値額】

(単位：百万円)

	第一次産業			第二次産業			第三次産業	合 計
	漁 業	農林業	合計	建設業	製造業	合計		
付 加 価値額	1,806	611	2,417 (5.8%)	11,063	5,358	16,421 (39.5%)	22,749 (54.7%)	41,587

出典：R E S A S（地域経済分析システム）2021 年

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	219 百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額は4,611万円（令和3年経済センサス-活動調査）であることから、本計画最終年度までに、平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.55倍の波及効果をもたらし、促進区域で約219百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・219百万円は、促進区域の全産業（公務を除く）の付加価値額 41,587 百万円（令和3年経済センサス-活動調査）の約0.5%であり、地域経済に対するインパクトは大きい。
- ・現状の値は、地域経済牽引事業計画の承認実績がないため、記載しない。
- ・また、任意のKPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数、平均付加価値額、新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	3件	—
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	—	47 百万円	—
地域経済牽引事業の 新規雇用者数	—	3人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度で15%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より12%以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年間の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性およびその活用戦略

- ①【地域の特性】稚内市の良質な農水産物資源
【活用戦略】食料品製造関連分野
- ②【地域の特性】稚内市の豊富な再生可能エネルギー
【活用戦略】IT・デジタル関連分野
- ③【地域の特性】稚内市の自然豊かな観光資源
【活用戦略】観光分野

(2) 選定の理由

- ①【地域の特性】稚内市の良質な農水産物資源
【活用戦略】食料品製造関連分野

稚内市は、豊かな海と広大な土地を有し、良質で安全・安心な農水産物の生産拠点となっている。水産業は、沖合漁業、沿岸漁業、水産加工業からなっており、地域の発展に寄与している。日本一の水揚げ高を誇るほっけやみずだこ、ほたて貝が有名であり、令和4年における漁業生産高は数量で約6万トン、金額は181億8千万円となっており、うちほたて貝が数量で6割以上、金額でも5割以上を占めている。また、たらばがにや、ずわいがにには、北海道全体の生産高のうちの4割以上を占めている。

魚種名	稚内市		生産高に占める稚内市の割合	
	数量(トン)	金額(千円)	宗谷総合振興局	北海道
さけ	2,768	1,967,805	17.6%	3.0%
たら	2,624	447,800	49.7%	4.7%
すけとうだら	7,655	336,600	57.6%	3.5%
ほっけ	4,023	369,855	31.3%	13.8%
いかなご	657	28,365	93.9%	36.7%
みずだこ	1,308	964,945	44.6%	10.4%
なまこ	389	1,994,268	54.6%	22.0%
たらばがに	123	414,354	60.5%	44.0%
毛がに	237	1,112,200	24.4%	15.3%
ずわいがに	42	98,039	100.0%	49.0%
その他のかに	385	95,265	99.9%	9.5%
きたむらさきうに	14	211,393	16.6%	5.3%
ほたて貝	38,713	9,415,300	27.3%	7.9%
ほっき貝	45	19,884	47.7%	0.9%
つぶ類	107	38,673	52.9%	2.0%
こんぶ	258	529,083	32.7%	3.0%
その他	895	139,772	5.8%	0.2%
合計	60,243	18,183,601	28.0%	5.7%

出典：令和4年北海道水産現勢

修正特化係数は、地域の産業別の生産額のシェアと全国の産業別の生産額のシェアを比較し、貿易を考慮した係数で、本市の水産業、農業は全国平均と比べて得意な産業であることを示しており、今後も農水産業を将来にわたり発展させるため、漁業者を対象とする研修や資格取得に対する支援、新規就農者に対する経営自立・安定に向けた支援のほか、新規就業者の確保に向けた相談会や学生向けの説明会への出展や漁業・酪農業の体験活動の促進など、後継者や担い手確保に努めていく。

	農 業 算 出 額 (千万円)		宗谷地域に 対する割合	北海道に 対する割合	
	耕 種 (野菜他)	畜 種 (乳用牛他)			
稚内市	1,127	8	1,119	26.1%	0.9%

【稚内市の産業別修正特化係数（生産額ベース）】



本市における食料品製造業の売上高は 233 億円、付加価値額は 29 億円を超えており、売上高は製造業全体の 7 割以上、付加価値額は製造業全体の 5 割以上を占めている。また、産業別における生産額は 289 億円と最も多く、構成比も全産業の 14.6%を占めており、全国と比べても高い割合を示していることから、今後も豊富な農水産物の特性を活かすことで製品の高付加価値化が期待できる産業であり、同産業の振興を図るとともに、地域特性や様々な取組を踏まえ、本市の重要な産業である食料品製造分野の付加価値や生産性の向上を図り、関連産業である農水産物等の他分野にも経済的波及効果が及ぶことを目指す。

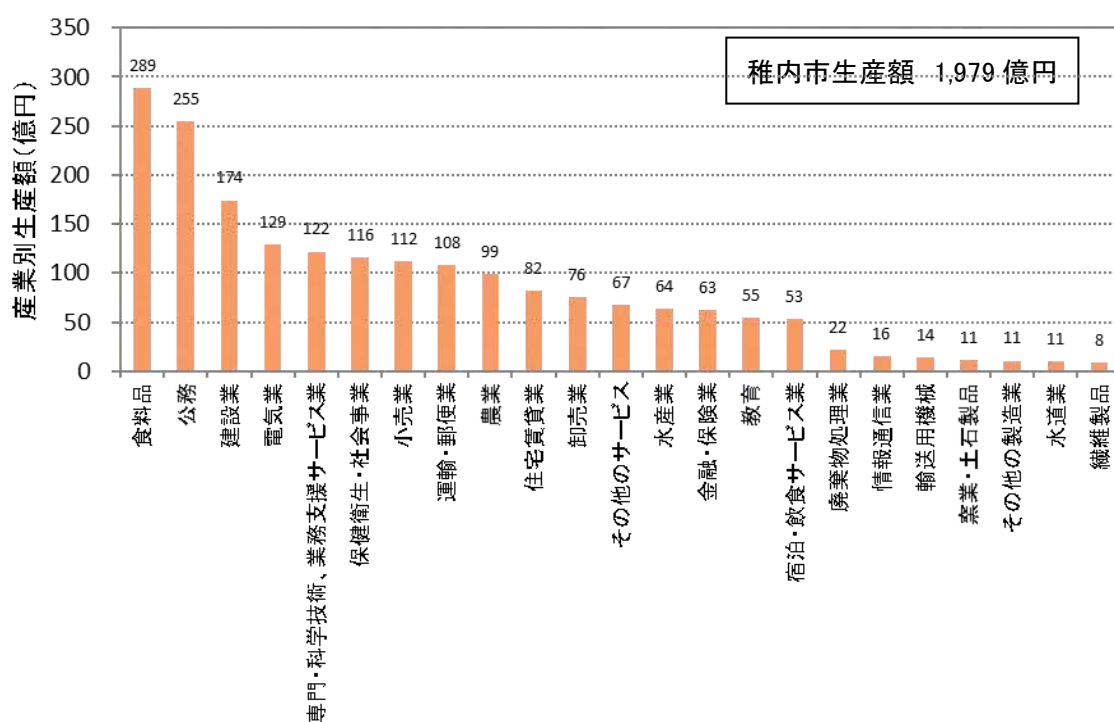
【稚内市の食料品製造業の状況】

(単位：人、百万円)

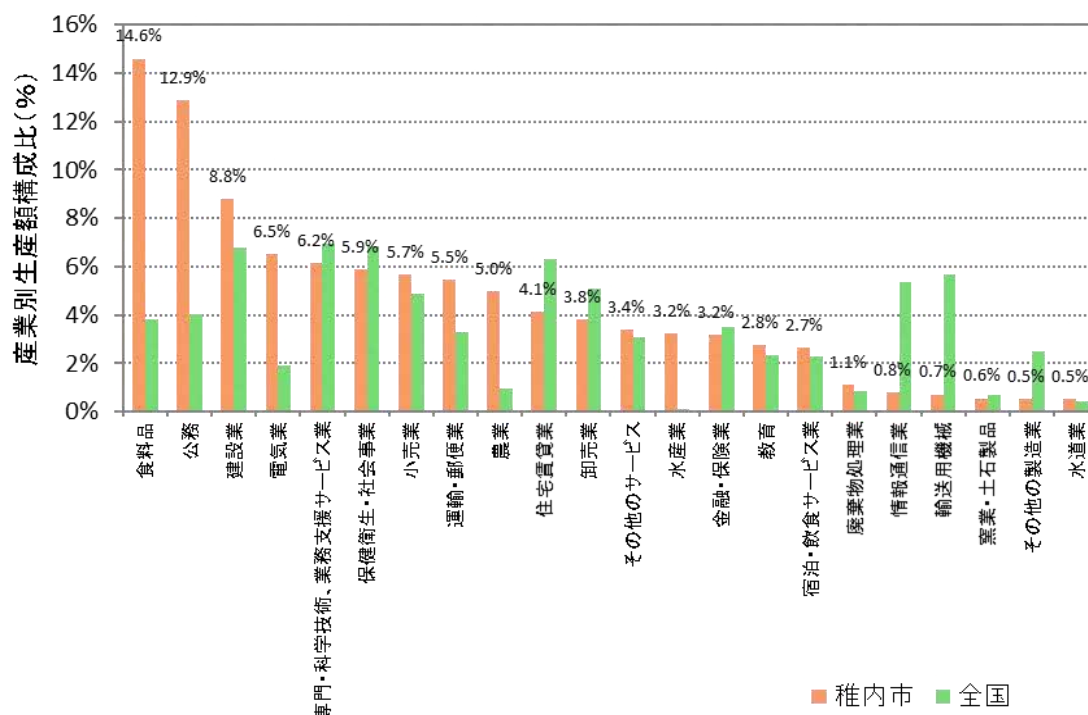
	事業所数	従業者数	売上高	付加価値額
製造業全体	83	1,764	33,271	5,358
うち食料品製造業	42	1,386	23,351	2,956

出典：RE S A S（地域経済分析システム）2021 年

【稚内市の産業別生産額】



出典：環境省「地域経済循環分析」2020 年試行版から抜粋



出典：環境省「地域経済循環分析」2020 年試行版から抜粋

②【地域の特性】稚内市の豊富な再生可能エネルギー

【活用戦略】IT・デジタル関連分野

本市は、地震災害が極端に少なく、過去 50 年間で震度 3 の揺れが 4 回あるのみで、震度 4 以上の強い揺れは発生していない地域である。

本市をはじめとする道北地域は、全国有数の風力発電の適地として、多くの発電事業者によって風力発電の建設が進められ、令和 6 年 8 月末現在、稚内市内には 118 基の大型風力発電が稼働している。その発電出力は 27 万 kw 以上となり、年間の発電量は本市の年間電力需要量の 3 倍強に相当する量が発電されている。

また、年間を通した強い風により、発電効率は高く、かつ高い山が無いなだらかな地形は風車資機材の輸送コストを抑えられるなど、他の地域と比べても安価な発電原価を実現できる地域となっている。

【稚内市の地震発生状況（1970 年 1 月～2024 年 8 月）】

	震度1	震度2	震度3	震度4以上
1970・80 年代	15 回	7 回	2 回	0 回
1990・2000 年代	27 回	8 回	2 回	0 回
2010・2020 年代	25 回	11 回	2 回	0 回

出典：気象庁震度データベース

【稚内市内の大型風力発電所】

発 電 所	基 数	設 備 容 量
稚内市水道事業風力発電所	3	1,980kw
稚内風力発電所	4	2,300kw
宗谷岬ウインドファーム	57	57,000kw
天北ウインドファーム	10	30,000kw
川南ウインドファーム	11	46,300kw
上勇知ウインドファーム	12	49,400kw
新さらきとまないウインドファーム	4	14,850kw
川西ウインドファーム	7	29,900kw
樺岡ウインドファーム	10	42,000kw
計	118	273,730kw

※川南ウインドファームと川西ウインドファームは稚内市分のみ計上

出典：稚内市調べ（令和6年8月末時点）

本市では、豊富な再生可能エネルギーを地域で活用する「再エネの地産地消」に取り組んでおり、令和4年度からは稚内市水道事業が所有する卒FIT風力発電を活用した電力の自己託送を開始した。また、令和6年2月には札幌市、北海道電力と「再エネアグリゲーション事業」に係る連携協定を締結。連携協定は本市で発電された再エネ電力のうち、地域で消費しきれない余剰電力を、電力の大消費地である札幌市に供給し、両市のゼロカーボンを推進する取組を進めている。

民間においても、令和6年2月に市、市内事業者、再エネ発電事業者の出資により、再エネの地産地消を進める上で重要な役割を担う地域エネルギー会社「株式会社北風と太陽エナジー」が設立され、市内の風力発電や太陽光発電から再エネ電源を調達して、再エネ比率の高いクリーンな電力を市内の需要家に供給するとともに、これまで域外に流出していたエネルギー資金を地域内で循環することを目的に、令和7年度から電力供給を開始し、供給開始当初は、高圧受電している公共施設から供給を始め、将来的には市内で発電された安価な再エネ電力を市内の需要家に安い価格で提供することを目指している。

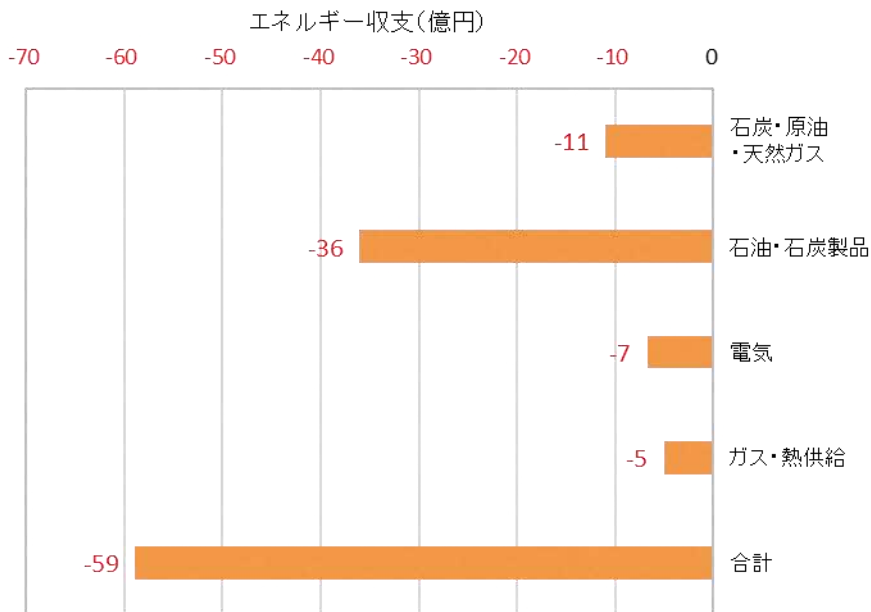
本市の地域経済については、環境省が2020年に公表した「地域経済循環分析」によると、民間投資において175億円、エネルギー代金において59億円が地域外に流出しているという分析結果が示されている。

特にエネルギー代金の内訳をみると、電気が地域外に7億円流出しているほか、石炭・原油・天然ガス等も地域外へ52億円流出している。

それらの状況を踏まえ、自然エネルギーという地域の財産で発電した電力を地域で消費する「再エネの地産地消」を推進し、民間投資の割合を高めるとともに、地域経済循環を活性化させていくことが求められている。

今後は、その地域特性を活用し、特に大きな電力を必要とするIT・デジタル関連分野における再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消へ結び付く新たな取組を進めるとともに、本市産業へのさらなる投資拡大を促進し、経済への波及効果や新たな雇用を創出していく。

【稚内市のエネルギー収支】



出典：環境省「地域経済循環分析」2020年試行版から抜粋

③【地域の特性】稚内市の自然豊かな観光資源

【活用戦略】観光分野

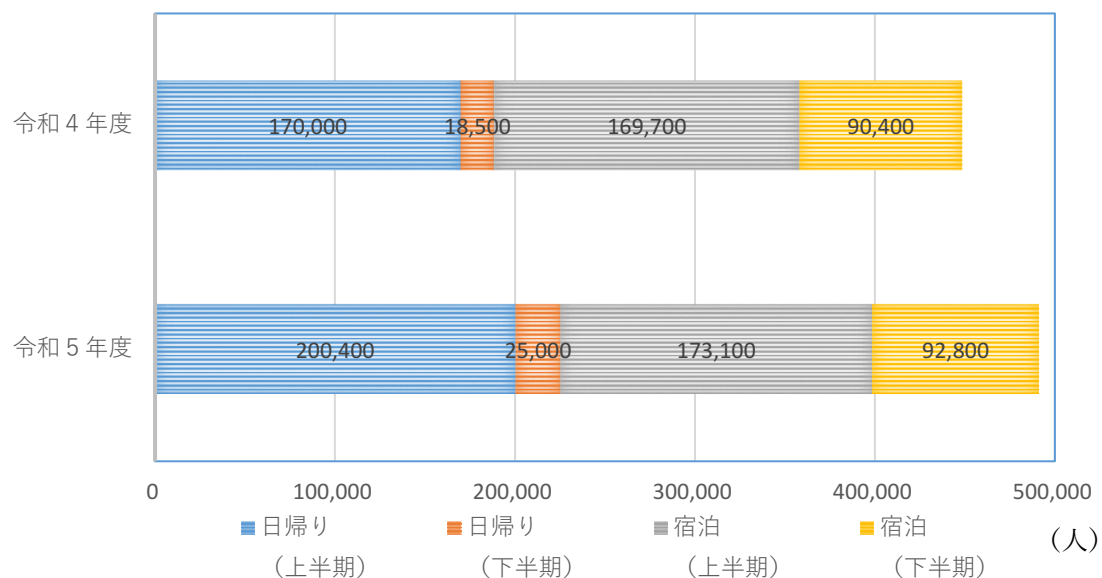
本市は、日本の最北に位置しており、「日本最北端の地の碑」がある宗谷岬をはじめ、約1万年前に氷河期の凍結と融解の繰り返しによりできた宗谷丘陵の周氷河地形や利尻礼文サロベツ国立公園など、雄大な自然と地理的優位性を生かした新たな魅力の発掘や観光客受入体制の充実を進めており、特に宗谷岬周辺においては、毎年多くの観光客が訪れていることから、観光客の満足度向上、滞在時間の拡充を図るため、令和6年に「宗谷岬周辺魅力創出基本構想」を策定し、その実現を目指している。

観光は、本市を支える基幹産業の一つであり、令和5年度の観光入込客数は、総数491,300人で、前年度より42,700人増加し、前年度比109.5%となった。

(単位：人)

	日帰り客		宿泊客		合 計
	上半期	下半期	上半期	下半期	
令和4年度	170,000	18,500	169,700	90,400	448,600
令和5年度	200,400	25,000	173,100	92,800	491,300

稚内市の観光入込客数



出典：稚内市調べ

訪日外国人を含む観光客の誘致による観光消費の拡大は、宿泊業や飲食・サービス業、小売業などの多岐にわたる関連産業に大きな波及効果をもたらすことが期待されており、これまで台湾や香港、シンガポールなどアジア圏を中心に行ってきた誘客に向けた取組を継続するとともに、欧米豪で主流となっているアドベンチャートラベルなどの体験型観光の需要を取り込むため、観光コンテンツの高付加価値化やガイドの育成に努めるなど、観光分野の活性化により、地域の関連産業の売上向上につなげ、付加価値額の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」で示した本市の様々な特性を活かした地域経済を牽引する事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や本市にしかない強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 稚内市企業立地促進条例に基づく助成措置

本市では、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図り、経済の発展に寄与することを目的に、「稚内市企業立地促進条例」において施設設置費や用地取得費、新規雇用に対する助成を行っている。

② 固定資産税の減免措置

北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行っている。

③ 稚内市中小企業振興助成事業による助成措置

本市では、中小企業振興基本条例に基づき、市内で新規に創業する事業者や、販路拡大、新商品開発など経営基盤の強化、経営の安定化に取り組む事業者に対し、その費用の一部を助成する中小企業振興助成金を整備している。

④ 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業所等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のために、研究機関や支援機関が保有している情報であって開示可能な情報について、公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談対応

北海道経済部産業振興局産業振興課、稚内市建設産業部水産商工課内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を通じ、地域経済を牽引する事業者の抱える課題解決に取り組む。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連

携して取り組んでいくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①人材育成・確保に向けた支援

稚内公共職業安定所における令和6年7月の月間有効求人倍率は1.96（前年同月比0.12ポイント上昇）となっており、北海道全体の有効求人倍率0.93と比較しても格段に高く、令和5年度月間有効求人倍率も1.93（前年度比0.16ポイント上昇）と道内の公共職業安定所の中で一番高い数値となっており、人手不足が深刻化している。人材育成や人材確保に取り組む事業者に対する支援を行うことにより、市内事業者における人材確保及び定着の促進を図っていく。

②DXの促進支援

本市では、令和4年3月に「稚内市DX推進ビジョン」を策定し、『誰もが輝き つながるまち わっかない』を基本理念として掲げ、デジタル技術を新しい手法として活用しながら、「市民サービスの向上」や「行政運営の最適化」、「社会基盤の整備」の3つの分野において、自治体DXを推進する基本的な方針を定めた。

デジタルによる地域経済の活性化やデジタル人材の育成、デジタル技術を活用した新事業創出に取り組むなど、DXの促進・支援を行う。

③賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①稚内市企業立地促進条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
②固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
③稚内市中小企業振興助成事業による助成措置	運用	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			

①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談対応	運用	運用	運用
【その他】			
①人材育成・確保に向けた支援	随時実施	随時実施	随時実施
②D Xの促進支援	随時実施	随時実施	随時実施
③賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、稚内商工会議所や金融機関、育英館大学等、地域の支援機関がそれぞれの強みを十分に発揮し、連携しながら支援の効果を最大限に発揮する必要がある。このため、稚内市及び北海道では、これら支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①稚内商工会議所

稚内商工会議所は、昭和23年に設立され、現在約800事業所の会員で構成されており、市内における商工業の総合的な改善発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする総合的な経済団体である。

商工会議所内には中小企業相談所が設置され、経営指導員を配置し、金融・税務・経理・経営などの各種多様な相談に応じている。また、地元企業の活動推進や販路開拓、創業支援などの活動を通じて、経営に関するサポートや相談体制の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

②稚内金融協会

稚内金融協会は、市内に支店を置く北洋銀行並びに北海道銀行及び稚内信用金庫で構成される団体であり、市内企業の設備投資等を資金面で支えているほか、地方創生の取組の中で金融機関としてのノウハウやネットワーク等を通じた企業支援等、様々な取組についての協力や地域経済牽引事業の支援を行う。

③育英館大学

情報メディアを実践的に活用できる能力を獲得し、普遍的な技術と社会について深く学ぶことにより、「社会に新しい価値を生み出せるような人材育成」と「地域に貢献する人材の育成」を大学の使命・目的としている。

I C Tに強い社会人基礎力等を養成するため、文部科学省「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度」に申請し認定されているほか、「北海道半導体人材育成等推進協議会」の構成機関の一員となり、情報技術の活用と卒業生の進路選択の幅を広げるなど、地域経済の発展に貢献する人材を輩出し、地域経済牽引事業の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、利尻礼文サロベツ国立公園の普通地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、シギ・チドリ類渡来湿地などの環境保全上重要な地域において事業計画を承認する際には、環境省北海道地方環境事務所及び北海道の自然環境保全部局と調整を図り、専門家の意見を聴くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少な野生動植物が確認された場合には、環境省北海道地方環境事務所及び北海道の自然環境部局と十分な調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、生息等への影響がないように十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていくほか、地域経済牽引事業の促進によって、犯罪や事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように配慮する。

(3) その他

P D C A体制は、稚内市建設産業部水産商工課を中心に関係部局による会議を毎年開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証を取りまとめる。また、必要に応じて支援機関等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。